

小値賀町ホームページ広告掲載に関する取扱要領（平成29年10月14日告示第17号）

最終改正:

改正内容:平成29年10月14日告示第17号〔平成29年10月14日〕

○小値賀町ホームページ広告掲載に関する取扱要領

平成29年10月14日告示第17号

小値賀町ホームページ広告掲載に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、小値賀町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載業者）

第2条 掲載できる広告業者は、次のとおりとする。

- （1）企業又は個人事業者
- （2）公共的団体及びこれに類するもの
- （3）その他町長が適当と認めたもの

（広告掲載基準）

第3条 掲載できる広告は、当該広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）の事業適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）国内の法令に違反するもの又は違反のおそれのあるもの
- （2）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- （4）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- （5）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （6）その他掲載する広告として不適当と町長が認めるもの

（広告掲載位置）

第4条 広告を掲載する位置及び掲載数は、町ホームページの左列で、それぞれ町長が指定するものとする。

（広告の規格）

第5条 広告の種類は、バナー広告とし、その規格は、1枠当たり次のとおりとする。

- （1）大きさ 縦80ピクセル、横250ピクセル
- （2）形式 GIF又はJPEG形式（アニメーションGIFを除く。）
- （3）容量 10キロバイト以内

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、原則として月の初日から末日までの1月を単位として最長12月まで連続して掲載できるものとするが、年度を越えることはできない。ただし、更新を妨げない。

2 広告掲載の開始及び終了時間は、当該月の初日及び末日で町長がその都度決定する。ただし、当該日が次の場合は、その翌日とする。

- （1）土曜日、日曜日又は国民の祝日
- （2）12月29日から翌年の1月3日

（広告掲載の募集方法）

第7条 広告掲載の募集は、町ホームページ、広報「おぢか新聞」等に掲載することにより行う。ただし、応募が募集定数に満たない場合は、別途協議し、募集方法を決定する。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告主は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1）広告主の業務内容を明らかにする書類等
- （2）掲載しようとする広告の原稿案（画像データをプリントアウトしたもの）

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の決定）

第9条 町長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、広告掲載を可とする広告主を決定し、ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）を広告主に交付しなければならない。

（広告の掲載料金）

第10条 広告の掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、町内に事業所を有する者については、広告枠1枠当たり月額1,000円とし、町外に事業所を有する者については、1枠当たり月額3,000円とする。

（広告掲載の減免）

第11条 町施策の一環として取り組んでいる事業に関しては、ホームページ広告掲載減免申込書（様式第3号）を町長に提出し、減免を受けることができる。

（広告掲載料の納付）

第12条 広告主は、掲載決定後広告掲載料を期限までに一括前納するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第13条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の責任により広告掲載ができなかったときは、広告主に返還することができる。

（広告主の責任）

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとし、町は、その旨をホームページ上の広告欄にて告知する。

（広告等の変更）

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長へ届け出て、協議しなければならない。

- （1） 広告の内容又はリンク先を変更するとき。
- （2） 自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げるとき。
- （3） 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

（広告掲載の取消し）

第16条 町長は、次の各号いずれかに該当する場合は、広告掲載期間中においても当該広告掲載を取り消すことができる。

- （1） 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- （2） 町の行政運営上支障があると認められたとき。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

---